

令和 8 年度西都市農林行政補助金・交付金一覧表

(※主なものを抜粋して掲載しています。詳細についてはお問い合わせください。)

<農産園芸関係>

令和 8 年 4 月 1 日現在

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
施設園芸	省エネルギー設備導入	認定農家 又は 認定就農者	・市内に住所を有し、市税の滞納がないこと ・次に掲げる省エネルギー設備の導入に要する経費（※設備更新は対象外） ○ヒートポンプ（電気式・ガス式） ○三重施設（内張 2 層） ○循環扇 ○多段式サーモ	市	施設園芸振興対策事業	1/5以内 (上限30万円)	農産園芸係 43-1566
	ハウス導入		・市内に住所を有し、市税の滞納がないこと ・中古ハウス本体の購入、解体、運搬及び組立に要する経費 ・中古ハウスの導入時に不足する資材の購入及び組立に要する経費 ・新設ハウスの導入に要する経費	市	施設園芸振興対策事業	1/10以内 (上限50万円)	
	農業用ハウス補強		・市内に住所を有し市税の滞納がないこと ・補助対象経費が5万円以上のものに限る ・筋交パイプ、タイバー、ブレース及び作物荷重の設置に要する経費 ・引っ張り資材等による肩部補強に要する経費 ・ラセン杭等による基礎補強に要する経費 ・換気扇及び防風ネットの設置に要する経費	市	施設園芸振興対策事業	1/3以内 (上限30万円)	
共通	生産組織の活動支援 (農業・畜産・水産)	生産部会 及び 農業団体	農業の生産振興、販売振興及び経営改善を図るため、農業の総合的な振興に寄与する組織・団体での取組を支援 ・生産振興事業（新技術導入等） ・販売振興事業（販促、消費拡大活動） ・経営改善事業（経営診断等）	市	農業振興対策事業	1/3以内 (上限30万円)	
共通	スマート農業機械等導入支援	認定農家 又は 認定就農者	・市内に住所を有し市税の滞納がないこと ・補助対象経費が3万円以上のものに限る ・ロボット技術、情報通信技術その他の先端技術を活用した農業機械等（農林水産省が指定したものなど）	市	スマート農業推進事業	1/4以内 (上限25万円)	
共通	農業機械施設導入支援	地域計画に 位置付けら れた担い手	地域の中核となって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援 ・成果目標の達成に直結する、各種農業用機械・施設が対象 ・補助対象経費が50万円以上のものに限る	国	地域農業構造転換支援事業	3/10以内 (個人：上限1,500 万円)	農産園芸係 43-1566
共通	農業サービス事業者（農作業受託等）支援	農作業受託 者等	スマート農業技術等を導入し、活用する取組を行う農業サービス事業者を支援 ・補助対象経費が50万円以上のものに限る ・ロボット技術、情報通信技術その他の先端技術を活用した農業機械等（農林水産省が指定したものなど）	国	農業支援サービス立ち上げ支援事業	1/2以内 (上限1,500万円)	

(西都市農林課)

<担い手（認定農業者、新規参入者）関係>

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
認定農業者	共同機械の導入	営農集団	・認定農業者もしくは認定新規就農者2経営体以上を含む農業者等3経営体以上の組織での共同利用であること。または農事組合法人での利用であること。 ・市内に住所を有し、市税の滞納がないこと。 ・前年度、前々年度に当該事業による補助金の交付を受けた者は対象外。	市	新農業戦略事業（共同機械導入事業）	1/2以内 (50万円上限)	農政企画係 43-0382
新規就農者	新規参入者支援 (経営資金の交付)	個人	・独立自営就農時の年齢が50歳未満であり、農業開始後5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を作成できること。 ・農地の所有権又は利用権を有していること。 ・主要な農業機械・施設を所有又は賃借していること。 ・生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引し、売上げや経費等の経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 ・農業経営に関する主宰権を有していること。	国	新規就農者育成総合対策 (経営開始資金)	(農業開始 1～3年目) 12.5万円/月 (150万円/年)	
	後継者、新規参入者支援 (施設機械の導入補助)	個人	・独立自営就農時の年齢が50歳未満であり、令和6年度以降に経営を開始する認定新規就農者 ・親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、且つ、現状の所得、売上、付加価値を10%向上させるか生産コストを10%削減できる計画を作成できること。	国	新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業)	補助率3/4以内 補助対象事業費 上限1,000万円 (経営開始資金対象者は上限500万円)	
	親元就農者支援 (施設機械の導入補助)	個人	・市内に居住する就農時の年齢が50歳未満の農業後継者であること。 ・親元就農後1年以上経過し、かつ5年以内の親元就農者であって専ら農業に従事するもの。 ・事業対象者が実施する農業経営において必要な経営規模の拡大、経営の改善のための機械等の導入費用であって、農業以外での汎用性がないこと。 ・国・県等の同様な補助金の交付対象となっていないこと。 ・市税の滞納がないこと。	市	親元就農等支援事業	1/3以内 (100万円上限)	
	経営移譲支援 (世代交代の補助)	個人 又は 農業法人	・R5年度以降に認定農業者である先代経営者から経営権を後継者に移譲している又は申請日までに移譲すること。 ・R5年度以降に農業経営を開始した個人・法人であること。 ・青色申告者であること。 ・取得費用について、金融機関から融資を受けていること。 ・地域計画に位置付けられ又は位置づけられることが確実と見込まれること ・国の支援事業（新規就農者経営開始資金、農業次世代人材投資事業等）を受けていないこと。	国	世代交代円滑化事業	経営資源の有効活用…2/3以内 経営発展にむけた 取組…3/4以内 (国費上限600万円)	
雇用促進	農業の働き方改革に資する施設（休憩所、更衣室、男女別トイレ、シャワー）の導入・改修経費 宿泊施設等の既存施設の改修	営農集団 又は 農業法人	・他産業並みの就労環境改善取組支援事業に取り組み、地域単位での研修会等を開催している、または開催予定であること。 ・3戸以上の営農集団、農業法人 ・代表者、組織の規約及び管理運営の定めがあること	県	農業雇用人材マッチング促進支援事業	1/3以内	

(西都市農林課)

<畜産関係>

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
施設	畜舎又は堆肥舎	個人又は法人	・市内に住所を有する個人又は法人の畜産農家で、市税の滞納がないこと。 ・家畜の増頭増羽のために本市で行う畜舎又は堆肥舎の新築又は増改築であること。	市	畜産生産基盤強化対策事業	1/10以内 (50万円上限)	畜産係 32-1004
肉用牛	繁殖雌牛	個人又は法人	・市内に住所を有する個人又は法人の畜産農家で、市税の滞納がないこと。 ・更新対象雌牛が出荷時において、同一の畜産経営者において3年以上繁殖に供していたものであって、その年齢が8歳以上であること。 8歳未満で獣医師の診断により繁殖雌牛として適当でないと認められたもの又は牛白血病の検査で陽性とされた繁殖雌牛であること。 ・導入した牛は、家畜市場開催のセリ市で購入又は家畜商が仲介した4歳未満の雌牛、経済連開催の妊娠牛販売会で購入した4歳未満の雌牛、自己保留した雌子牛であること。	市	繁殖雌牛更新支援事業	1頭 2万円 (5頭限度)	
		個人又は法人	・市内に住所を有する個人又は法人の畜産農家で、市税の滞納がないこと。 ・現に飼養している繁殖雌牛が2頭以上であること。 ・資金の償還について十分な能力を有すること。	市	優良基礎繁殖牛導入資金貸付事業	1頭 30万円 ～ 70万円	
		個人又は法人	・市内に住所を有する個人又は法人の畜産農家が繁殖雌牛に供するため児湯郡市管内で生産された優良雌牛を市内に保留する。 ・市税の滞納がないこと	市	優良雌牛保留奨励金	郡品優等首席 10万円/頭 郡品優等 8万円/頭 郡品中等 5万円/頭	
施設・機械	施設整備又は機械導入	個人又は法人	・クラスター計画に掲載された事業内容であること。 ・施設整備後5年以内又は機械導入の翌年度に、目標（①1頭当たり販売額の増加、②生産コストの削減、③所得の増加のいずれか）の5～15%以上の向上を達成すること。 ※事業の前年度までに、クラスター計画に掲載する必要があるため、事業の活用を希望する方は早めにご相談ください。	国	畜産クラスター関連事業 (畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業)	1/2以内	

(西都市農林課)

<農村整備・災害復旧関係>

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
農村整備	農道敷砂利支給	土地改良区 実行組合等	・1路線2戸以上の受益者 ・農作業に必要な路線	市	農道敷砂利支給	10/10以内	農村整備係 43-3432
	農道生コンクリート支給	土地改良区 実行組合等	・1路線2戸以上の受益者 ・農作業に必要な路線	市	農道生コンクリート支給	10/10以内	
	排水路の浚渫	土地改良区 水利組合	・受益住民では困難な排水路の浚渫	市	排水路維持管理浚渫事業補助金	1/2以内	
災害復旧	農地・農業用施設の災害復旧	市	・維持管理の不足及び耕作放棄地の復旧は不可 ・被災から2週間以内の報告 ・工事費について、下限額があります。	国	農地・農業用施設災害復旧事業	9/10以内	

<鳥獣害・林業関係>

種別	補助対象	事業主体	採択要件等	事業名		補助率	お問い合わせ先
鳥獣害	電気柵等購入補助	農業者等	・市内に住所を有する農家で、市税の滞納がないこと。 ・農作物被害を防止するための電気柵・大型獣用箱わなを購入し、農地に設置すること。 ・10万円が限度額で、1度補助を受けると2年間は補助申請できません。	県	野生鳥獣被害防止対策事業	1/2以内 (10万円上限)	林務係 32-1013
林業	作業路災害復旧	造林組合	・災害により荒廃した林業作業路	市	作業路災害復旧事業	1/2以内または 9/10以内	
	特用林産物生産強化	林業者等の 組織する団体等	・しいたけ等特用林産物の生産における増産体制の構築等に必要な施設整備等を行う者	県	しいたけ等特用林産物生産強化事業	2/3以内	
	酷暑作業手当	林業事業体	・市内に主たる事業所を置く林業事業体で、市税の滞納がないこと。 ・下刈作業従事者との雇用契約又は請負契約が必要。 ・酷暑期間に下刈を実施し、従業員に酷暑手当を支払うこと。	市	下刈作業従事者支援事業	1日2,000円/人 以内	
	定住支援、就業支援、 住宅支援	新規林業就業者	・就業日に49歳以下の新規林業就業者であること。 ・同様の支援を目的とした他の支援金等の交付を受けていないこと。 ・定住支援の場合、市外から転入し転入日の前後3か月以内に、市内に主たる事業所を置く林業事業体に就業すること。 ・就業支援の場合、同一の市内に主たる事業所を置く林業事業体に、継続して12月以上従事すること。 ・住宅支援の場合、市内の賃貸住宅に居住すること。	市	新規林業就業者支援金	定住支援：20万円 就業支援：10万円 住宅支援：月額家賃の1/2または25千円以内	
	林業機械、安全装備購入費 又は資格取得費	林業事業体	・市内に主たる事業所を置く林業事業体で、市税の滞納がないこと。 ・国、県、その他法人等から、同一目的の補助金等の交付を受けていないこと。 ・資格取得費の場合、雇用状況がわかる書類と資格取得状況がわかる書類を提出すること。	市	林業担い手確保事業	林業機械、安全装備購入費：1/2以内 (限度額有り) 資格取得費：年度内10万円上限	
	労働災害補償保険料、 退職金共済	林業事業体	・市内に主たる事業所を置く林業事業体で、市税の滞納がないこと。 ・雇用者の明細と保険料等の支払を証する書類を提出すること。	市	林業就労条件改善事業	1/3以内	